

ベルニナ山岳会・会員心得

2007・4・11改訂

頁1/2

第一項 義務

1. 集会(例会・研究会)には連続三回以上の欠席はならない
2. 会費 会員は会費を滞納せず納入する義務がある
3. 会員は山岳保険に加入する義務がある

第二項 出動規定

1. 例山行、個人山行の如何を問わず登山を行う場合は事前に「山行届」を提出のこと
2. 北ア・南ア・谷川岳等のバリエーションルートに山行を持つ場合は、委員会の承認を受けて後に山行すること
3. 山行の際は、コースを明細に表示し、現地における変更は極力行わないこと、やむを得ず変更する場合はリーダーの判断による
4. パーティは原則として二名以上で編成し、アルパインの場合は他会員との混成パーティは編成せぬこと、但し委員会が特別に認めた場合はこの限りではない
5. 帰宅の予定日を明確にし、帰宅の際は速やかに会事務所(代表宅)及びチーフリーダーに連絡すること
6. 山行中の飲酒・喫煙は常識の範囲内に留めること
7. 上記心得に違反した場合は、委員会で審議し、戒告通知を発行する場合がある

第三項 備品の貸し出し規定

1. 会員は山行に際し必要な備品を器具委員より借用できる
2. 備品の貸し出し順位は下記とする
(1) 例山行 (2) 個人山行
3. 借用者は「備品貸出台帳」に明記の上借用すること
4. 山行より帰浜の際は一週間以内に手入れの上、器具委員に返却のこと
5. 備品を紛失、又は破損した場合は速やかに器具委員に報告し、その都度委員会で対応協議する
6. 合宿等の特別山行の際の備品の紛失、又は破損の際はその都度委員会で対応協議する
7. 本備品貸し出し規定に違反した場合は以後の備品貸し出しを断る場合がある

改訂履歴

改訂履歴		ページ
改訂年月日	改訂項目	2/1

<p>2006・04・12 2007・04・11 第一項義務 1. 第二項出動規定 3. 4. 5. 6. 7. 第四項山行記録 の外部発表</p>	<p>総会で改訂(案)は出席者の過半数の賛同が得られず却下された 2007・4・4委員会で見直し検討し上記を改訂(案)とする 集合・出席 集会(委員会・例会・研究会) 集会(例会・研究会) 改訂 1. 「山行届」に記入のこと 提出に改訂 コースを明細に通告し現地における変更は絶対にならない 通告を表示に変更、 現地における変更は極力行わないこと、やむを得ず変更する場合はリーダーの判断 による 改訂 混成パーティは編成せぬこと アルパインの場合は他会員との混成パーティは 編成せぬこと、但し委員会が特別に認めた場合はこの限りではない 改訂 帰浜の際は速やかに会事務所へ連絡のこと 帰宅の際は速やかに会事務所(代 表宅)及びチーフリーダーに 改訂 山行中の飲酒は慎むこと 飲酒・喫煙は常識の範囲内に留めること 改訂 上記規定を犯した会員は、委員会において審議する 違反した場合は委員会で 審議し、戒告通知を発行する場合がある 改訂 1. 2. 項 削除 会則第十条情報の公開に追加改訂、但し個人で出版 し委員会が認めた場合はこの限りではない 追加改訂</p>
--	--

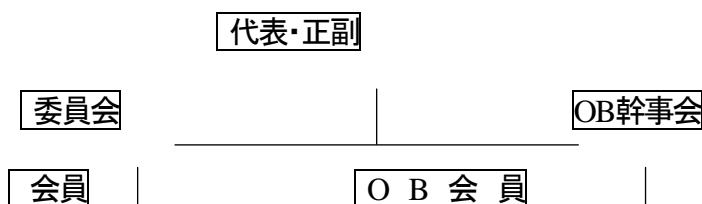
ベルニナ山岳会・OB会規約

昭和44年1月1日施行
平成22年4月12日改定

平成元年4月13日改訂
平成23年4月13日改定

1. 本会は、ベルニナ山岳会OB会(以下「OB会」という)と称しベルニナ山岳会に所属する
2. 本会の会員は次のいずれかに該当する者で、OB幹事会(以下「幹事会」という)で推薦され、ベルニナ山岳会委員会(以下「委員会」という)で承認された者で組織する
 - ① 原則として会員在籍10年以上の者で、本人がOB会員となることを希望する者
 - ② 元会員で、本人がOB会員となることを希望する者
3. 本会の会員には、次の事項を適用する
 - ① 会費年額7,000円をOB会へ納入する(内年報発行費を含め4,000円をベルニナ山岳会へ支出する)
 - ② ベルニナ山岳会の集会出席、会山行参加の義務を免除する
 - ③ 個人山行は事前にベルニナ山岳会へ届け出ること
 - ④ 月報ベルニナ、年報ベルニナを送付する
4. 幹事会の構成は次のとおりとし、必要の都度開催する
会長 1名
幹事 若干名
5. OB会「総会」は年1回開催し、ベルニナ山岳会総会と合同で行う
6. この規約に定めるほかは、ベルニナ山岳会会則が適用され、ベルニナ山岳会会員としての権利を有し義務を負う
7. 会員で2年以上会費を滞納した場合は、幹事会で審議し委員会の議を経て、退会させることができる
8. この規約の改廃は、OB会員の3分2以上の賛成を得た上、委員会の承認を必要とする

ベルニナ山岳会組織図



ベルニナ山岳会・OB会内規

頁1/1

平成2年6月16日施行

1. この内規はベルニナ山岳会OB会規約に定めていない事項について定める
2. OB会は、OB会員相互の親睦を深めることを主な目的とし、次の事業を行う
 - 1) 総会の開催(毎年1回)
 - 2) 懇親会、懇親山行の開催
 - 3) 慶弔に関すること
 - 4) その他必要な事項
3. 慶弔の取り扱いに関しては、次の通りとする
 - 1) OB会員の死亡に対しては、花輪又は生花を供える
 - 2) 前項以外の慶弔に関しては、その都度幹事会で定める
 - 3) 前項に要する慶弔費は、OB会計から支出し、不足分はOB会員が分担する
4. この内規の改廃は、OB会員の3分2以上の賛成を必要とする

改訂履歴 OB会規約・OB会内規

改訂年月日	改訂項目
2010・4・12	規約 3項 ③ 削除 ベルニナ山岳会委員会の被選挙権を免除する 規約 8項 組織図 委員会への出席 4名OB代表 削除
2011・4・13	規約 3項 ① 会費年額7,000円をOB会へ納入する(内年報発行費を含め 6,000円 をベルニナ山岳会へ支出する) 4,000円に改定